

Q 1 2. 賃金などの待遇について説明されましたが納得できません。話し合いも平行線。どうしたらいいのでしょうか。

A 1 2. 紛争解決援助制度があります。この制度を利用したことで、パート労働者を不利益に取り扱うことは禁止されています。

会社との話し合いでは納得がいかずお困りの場合は、公的な立場から、事業主との間に立って問題解決のお手伝いをします。

具体的には以下の二つの制度があります（パートタイム労働法：第 21 条・22 条、男女雇用機会均等法：第 17 条・18 条、育児・介護休業法：第 52 条の 4・5）。

- ①都道府県労働局長による援助（簡易な手続きで行政機関に迅速に解決してもらいたい場合）
- ②調停（公正・中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合）

※育児・介護休業法に係る調停は、平成 22 年 4 月 1 日以降利用できます。